

第10回議会改革特別委員会

日時：令和7年12月2日（火）

予算決算常任委員会終了後

場所：委員会室2

【議事日程】

第1 議員報酬について

第2 その他

【次回日程】令和7年12月12日（金） 一般質問終了後

北本市議会 議員定数の推移

市制施行 昭和46年11月 3日

	議員定数	備考
自 昭和46年 5月 1日 至 昭和50年 4月30日	28人	
自 昭和50年 5月 1日 至 平成 3年 4月30日	30人	平成 2年12月21日議決 30人⇒28人 次の一般選挙から施行
自 平成 3年 5月 1日 至 平成11年 4月30日	28人	平成10年 9月24日議決 28人⇒26人 次の一般選挙から施行
自 平成11年 5月 1日 至 平成19年 4月30日	26人	平成17年 3月25日議決 26人⇒20人 次の一般選挙から施行
自 平成19年 5月 1日 至 平成 年 月 日	20人	

北本市議会 議員報酬の推移

(単位:円)

施行年月日	議決年月日	議 長	副 議 長	委 員 長	議 員
昭和51年11月1日	昭和51年12月18日	165,000	145,000	—	130,000
昭和52年4月1日	昭和52年3月23日	165,000	145,000	135,000	130,000
昭和52年11月 1日	昭和52年12月19日	190,000	170,000	157,000	150,000
昭和53年11月 1日	昭和53年12月18日	210,000	190,000	182,000	175,000
昭和54年11月 1日	昭和55年1月 29日	225,000	205,000	197,000	190,000
昭和55年11月 1日	昭和55年12月18日	245,000	220,000	212,000	205,000
昭和57年4月 1日	昭和57年6月 18日	265,000	240,000	232,000	225,000
昭和61年1月 1日	昭和61年2月 6日	290,000	260,000	252,000	245,000
昭和63年4月 1日	昭和63年2月 5日	315,000	280,000	272,000	265,000
平成2年4月 1日	平成2年3月 13日	340,000	300,000	292,000	285,000
平成4年4月 1日	平成4年2月 10日	380,000	330,000	322,000	315,000
平成6年4月 1日	平成6年1月 27日	410,000	350,000	342,000	335,000
平成8年4月 1日	平成8年1月 16日	425,000	365,000	355,000	348,000
平成10年4月 1日	平成10年1月 14日	429,000	369,000	359,000	352,000
令和2年4月 1日	令和2年3月 27日	433,000	373,000	362,000	355,000



北特審発第1号
令和元年12月5日

北本市長 三宮幸雄様

北本市特別職報酬等審議会
会長 内田千 美審議会
長印

市長の給料の額等について（答申）

令和元年10月8日付け北総総発第44号で、当該審議会に対し、意見を
求められた標記の件について、別紙のとおり答申します。

答 申 書

令和元年10月8日、市長から諮問を受けた議員の議員報酬の額並びに市長、副市長及び教育長の給料の額等について、当審議会において審議を行つた。

この審議に当たつては、最近の社会経済情勢、県内他団体の報酬等の額、本市における財政状況、過去の報酬等の改定状況、また、過去における一般職の職員の給与改定の状況等を考慮し、広範な角度から慎重に検討を行い、次のとおり改定することが適当であるとした。

1 議員の議員報酬の額について

議員の議員報酬の額を次のとおりとする。

(1) 議長 433,000円

(2) 副議長 373,000円

(3) 議員 355,000円

2 市長、副市長及び教育長の給料の額について

市長、副市長及び教育長の給料月額を次のとおりとする。

(1) 市長 900,000円 (改定なし)

(2) 副市長 760,000円 (改定なし)

(3) 教育長 703,000円 (改定なし)

3 改定の実施時期

この改定の実施時期については、令和2年4月1日とする。

4 付帯意見

市長、副市長及び教育長の給料の額については、現在の社会経済情勢や本市の財政状況を勘案し、県内他市及び類似団体の状況との比較においても均衡を逸していないことから、据え置きとすることが適当であるとした。

一方、議員報酬の額については、平成10年以降長らく据え置きが続いていた状況、及び県内他市及び類似団体の平均水準を下回っている状況から、市民の信託に応え得る相応の水準を確保すること等を考慮し、引き上げが必要であるとの判断に至った。

なお、議員報酬の改定に当たっては、本市の財政状況や市民感情を考慮し、更なる議会改革の推進に取り組むことが必要であるという判断に至ったことを付言する。